

# 入札説明書

## 奈良県職員証更新に伴う写真撮影、写真データ収集 及びデータ加工業務委託

入札説明書等一式

1. 入札説明書
2. 仕様書

添付様式一式

1. 入札参加資格申請書（様式1）
2. 入札参加資格申請書（様式1）記載例
3. 契約履行実績証明書（様式2）
4. 契約履行実績証明書（様式2）記載例
5. 入札書（様式A）
6. 入札書（様式A）記載例
7. 入札書封緘例
8. 委任状（様式B）
9. 委任状（様式B）記載例
10. 入札質問票（様式C）

平成30年8月

奈良県総務部人事課

# 入札説明書

「奈良県職員証更新に伴う写真撮影、写真データ収集及びデータ加工業務」の委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記**2**の（5）に掲げる者の説明を求めることができます。

## 1. 公告日

平成30年8月7日

## 2. 競争入札に付する調達の内容

- (1) 入札物件名  
奈良県職員証更新に伴う写真撮影、写真データ収集及びデータ加工業務委託
- (2) 委託内容  
奈良県職員証更新に伴う写真撮影、写真データ収集及びデータ加工業務一式
- (3) 委託期間  
契約日から平成30年10月15日まで
- (4) 入札方法  
一般競争入札
- (5) 発注・契約課  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県総務部人事課人事係（県庁本庁舎5階）  
電話番号0742-27-8349（ダイヤルイン）
- (6) その他  
詳細については、別添「奈良県職員証更新に伴う写真撮影、写真データ収集及びデータ加工業務委託仕様書」のとおりとします。

## 3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県公示第425号）による競争入札資格者のうち、営業種目N2-②（写真現像・焼付）又はQ7-⑮（その他サービス）のいずれかで登録している者であること。  
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908 (ダイヤルイン)

- (3) 情報セキュリティマネジメントシステムISO27001/ISMSもしくはPマーク（プライバシーマーク）を取得していること。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (5) 本調達の規格に合致した役務を確実に履行しうる者であること。

#### 4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、3の(3)を証明する書類として、以下に定める書類を添付した**入札参加資格申請書**（様式1）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

<添付書類>

**ア 会社の概要**（設立年月日、所在地、事業内容 等）

**イ プライバシーマークまたはISO27001/ISMSの登録証の写し**

上記認証を受けていることを証明する書類として、入札日時点で有効なものを提出してください。

**ウ 契約履行実績証明書（実績がない場合にはその旨を記載して提出すること）**（様式2）

官公庁（国、都道府県又は市町村）において、写真撮影及びデータ収集・加工の実績を有していることを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。記載については別紙契約履行実績証明書記載例のとおりです。（※証明いただいた実績が、後述の8（2）イに該当する場合は入札保証金を、8（3）イに該当する場合は、契約保証金をそれぞれ免除します。）

#### <提出期限及び場所等>

・提出期限：平成30年8月20日（月） 午後4時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

・場 所：2.（5）と同様

・調整期日：平成30年8月23日（木） 午後4時まで

（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。）

#### <提出方法及び部数>

・方 法：持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限の前日までに必着のこと。

また、封筒に「奈良県職員証更新に伴う写真撮影、写真データ収集及びデータ加工業務委託に係る入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。

・部 数：各1部

#### <その他>

・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

- ・提出された申請書等は返却しません。

## 5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。  
8(2)に記載する入札保証金の要否について、併せて通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)以内に書面を上記2.(5)に記載の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

## 6. 質問の受付について

- (1) 受付期間 平成30年8月17日(金) 午後5時まで(必着)
- (2) 質問方法 業務内容及び仕様についての質問は、書面(様式C)により行うこととし、2.(5)に記載の宛先まで持参または郵便により提出してください。  
入札手続きに関する質問(証明書記載方法・日程確認等)については、電話でも受け付けます。
- (3) 回答方法 業務内容及び仕様に関する質問については、回答をとりまとめ、平成30年8月22日(水)に人事課ホームページ上に掲載します。  
(<http://www.pref.nara.jp/1627.htm>)

## 7. 入札方法等

- (1) 入開札の場所等  
場所 奈良県庁入札室(県庁主棟6階)  
日時 平成30年8月28日(火) 午後4時30分
- (2) 入札方法  
ア 入札は、所定の入札書(様式A)に入札する事項を記入して行います。入札書の記入事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札書の入札金額は訂正できません。  
イ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。  
ウ 入札書は封筒に入れ、封かんした上、封筒表面に「奈良県職員証更新に伴う写真撮影、写真データ収集及びデータ加工業務委託に係る入札書在中」と明記し、合わせて入札に付する物件名を記入し、上記日時と場所で入札してください。  
エ 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、ウに記載のとおり、入札書を封か

んした封筒には「奈良県職員証更新に伴う写真撮影、写真データ収集及びデータ加工業務委託に係る入札書在中」と明記して、書留郵便にて平成30年8月27日（月）までに2.（5）に示す場所に到着するようにしてください。

オ 代理人を持って入札する場合は、その委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。

### （3）落札者の決定方法等

ア 入札書に記載された金額が、奈良県契約規則第9条の規定により作成された予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない奈良県総務部人事課の職員にくじを引かせるものとします。

イ 各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行うため、入札書は2枚用意してください。なお、再度入札を辞退する場合は辞退届を提出してください。

この場合、郵送による入札を行った者で、7.（1）に規定する日時に入札場所に出席していない者は、再度の入札には参加できません。

ウ 再度入札によっても予定価格の制限の範囲内による入札がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約に移行する場合があります。

## 8. 補足

### （1） 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

### （2） 入札保証金

入札者は、契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書（様式2）及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。

記載については別添記載例のとおりです。

なお、該当する場合は、入札手続きを円滑に進めるため、上記4に示す書類と同時に提出してください。

### （3） 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、上記8の(2)に従って提出してください。

## 9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 所定の入札条件に違反した入札

イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札

ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 10. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書は2通作成し、双方各1通を保管します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。

## 11. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 12. 契約の解除

契約締結後、契約者について11の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、11の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 13. その他

- (1) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (2) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (3) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。